

コロナ禍における雇止めには注意が必要です

契約社員・パート・アルバイトなど、全ての有期で働く方は、
契約期間が5年を超えたら「無期転換」できます

契約が更新されない不安を解消。「無期転換ルール」とは？

同じ会社で有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みによって、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールのことです。通算5年のカウントは、平成25年4月1日以降に開始した有期労働契約が対象です。（労働契約法第18条：平成25年4月1日施行）
契約期間が1年の場合、5回目の更新後の1年間に、契約期間が3年の場合、1回目の更新後の3年間に無期転換の申込権が発生します。契約期間が平成25（2013）年4月に開始して1年ごとの更新を繰り返した場合、平成30（2018）年の4月から「無期転換の申込み」ができるようになります。



契約社員・パート・アルバイト、無期転換は全ての有期契約が対象です！

契約期間に定めがある「有期労働契約」が同一の会社で通算5年を超える全ての方が対象です。（大学の研究者など、一部、例外あり）

契約社員やパートタイマー、アルバイトなどの名称は問いません。

有期労働契約の派遣社員も対象になります。



無期転換には、労働者からの「申込み」が必要です！

無期労働契約へ転換を希望する場合は、労働者からの「申込み」が必要です。「申込み」は口頭でも有効ですが、トラブルを防ぐためにも書面で行うことをお勧めしています。

「申込み」をしたら、会社側は断ることができません。会社は、「申込権」が発生したことを労働者に伝えるよう努めましょう。対象となる労働者に制度を理解していただき、無期転換を申込みかを、ご自身で判断する機会を与えましょう。

無期契約に転換をするメリット

無期転換ルールは、有期契約労働者が雇い止めの不安を感じることなく、安心して働き続けられるために設けられた制度です。同じ会社で働き続けられることで、将来設計が立てやすくなり、どういうキャリアを積んでいくかということも考えやすくなります。

無期転換についての注意事項

● 通算できる期間の教え方

「通算5年」のカウントは平成25年4月1日以降に開始した有期労働契約が対象です。途中で、6か月以上、契約がない期間があると、それ以前の契約期間は「通算」には含めなくなります。（これを「クーリング」といいます）無期転換申込みを避ける目的でクーリングを設けることは望ましくありません。

● 労働条件は、有期雇用のときと同じ（原則）

無期雇用になった場合でも、職務、勤務地、賃金、労働時間といった労働条件は、基本的には直前の有期労働契約と同一になります。職務の内容が変わらないのに、無期転換後の労働条件が低下しているような場合は、お近くの労働局、労働基準監督署にある「総合労働相談コーナー」へご相談ください。

● 雇止めと無期転換権の行使

通算契約期間が5年を超える有期労働者が、現在契約を締結している有期労働契約の満了日までに無期転換の申込みをした場合には、使用者はこの申込みを承諾したものとみなされ、申込みの時点で、申込時の有期労働契約が満了する日の翌日を始期とする無期労働契約がすでに成立していることとなります（労働契約法第18条第1項）。したがって、会社は無期転換を拒否することはできません。

会社が無期転換を認めず、現在締結している有期労働契約の満了をもって有期労働契約関係を終了した（雇止めをしようとした）としても、その雇止めをもって当然に無期転換申込権の行使により成立した始期付無期労働契約を解約（解雇）することにはならず、無期労働契約の関係は終了していないと考えられます。

また、有期労働契約だけでなく始期付無期労働契約の関係も終了させようと解約（解雇）を申し入れたとしても、この解雇が「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない」場合には、権利濫用に該当するものとして無効となるとされています。（労働契約法第16条）

なお、労働者が無期転換の申込みをしたにもかかわらず、無期転換をさせないために労働者を雇止め・解雇することは望ましいとは言えず、仮に裁判になれば無効と判断される可能性が高いと考えられます。

困ったときの相談は

「無期転換は困るから、契約更新をしないとされた（雇い止め）」
「無期契約の給料を時給に換算したら、給料が下がっている（労働条件の低下）」
「無期転換申込権を行使しないよう言われた（転換権の放棄）」
などでお困りの場合は、労働基準監督署の「総合労働相談コーナー」や都道府県労働局で相談を受け付けています。

また、無期転換ルールについて、よくある質問や、詳しい情報は『無期転換ポータルサイト』まで。

<http://muki.mhlw.go.jp/>



問合せ先

鹿児島労働局 雇用環境・均等室

電話 099-223-8239